

道徳教育について考える

常盤平地域の若いお母さんたちが大勢参加してくださって、参加者 21 名と久しぶりに賑わいのある例会となりました。松 P 研の会員でもあり、長年教科書問題に取り組み続けてきた神惇子さんに、助言者としてお話しいただきました。

道徳の教科化に疑問を感じ、市内の小学校で使用される教科書について、教育委員会に要望書を提出したお母さんたちのお話を聞くことから例会を始めました。

—夏休みに入った頃、常盤平幼稚園の卒園児・在園児の母たちで、道徳の教科書についての要望書を出したいということになって、代表して 4 名で教育委員会に提出してきました。要望書を出すのは初めて。要望内容は、3 点に絞りました。

6 月から 7 月にかけて開催されていた教科書の展示会に通い詰めて、8 社の道徳の教科書を見比べてみました。インターネットなどの情報から、教育出版の教科書が問題だということを知っていたので、その教科書をよく見てみました。そうすると、5 年生の教科書の「町工場の挑戦」というところに安倍首相の写真が掲載されていて、掲載される必要性があるのかと疑問に思いました。育鵬社の歴史・公民の教科書の内容を彷彿させるもので、この教科書はどうかかなぁと思いました。2 年生の「大切な国旗と国歌」は、日本の国旗は日の丸だよ、国歌は君が代だよと子どもの吹き出しで書いてあって、かなり強い違和感を覚えました。教育出版の教科書以外でも、これはどうかかなぁと思うものもありましたが、特に突出していた教育出版の教科書を採択しないで下さいということの一つ目の要望としました。

二つ目は、展示会の開催日時が平日の朝から夕方までで、しかもお昼休みがある。だから現場の先生方が見に行けない。開催日時の改善を要望しました。また、市民の方たちもこうした展示会が開催されていることを知らない方が多かったので、もう少し周知を徹底してほしいということも要望しました。

三つ目の要望は、これ重要なのですが、どの教科書を採択するかという会議が行われていますが、千葉市や船橋では公開されていますが、松戸市も含まれる東葛 3 市合同の採択会議は非公開です。私たち市民には知る権利がある。しかし、教育委員会では「教育出版の教科書を採択しろ」という圧力を恐れている。これまでもそうした強い圧力を受けていたことがあるようで、私たちとしては会議を公開してほしいと思っているけれど、そのような話を聞くと、非常に悩ましいところです。

採択会議の議事録が公開されたということなので、そのことについて今日お話を聞くことができればと思います。

採択会議のメンバーは、各市6名(教育委員長1名、教育委員2名、学校長代表1名、保護者代表1名、教員代表1名)です。そのメンバーがどの教科書に投票したのか、わかるのですか。

◆《神さん》私は2001年から教科書問題に関わってきました。「松戸の教育を考える市民フォーラム」というグループを立ち上げましたが、そのきっかけとなったのは「新しい歴史教科書を作る会」の中学校の歴史教科書が登場したことです。

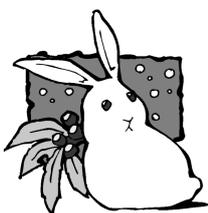
採択会議がこの地域の教科書の採択を決めていくのですが、松戸市・流山市・野田市の3市合同の東葛飾西部採択協議会では東京書籍の道徳教科書を採択することを決めました。議事録を見ると、たいした議論ではないのですが、議論をしてもなかなか決められないというので、ちょっと休憩をとってもう一度教科書を見させてということで、再度集まって投票しています。各市から6人ずつの合計18人。一人欠席だったので投票総数は17票。内訳は、東京書籍が9票。学校図書1票。教育出版は2票入っていました。教育出版とは真逆の感じがする光村図書も2票入っていました。あと光文書院が1票。学研が2票。圧倒的に東京書籍が多かったので、東京書籍に決まりました。

議事録は、インターネット上では公開されていません。文書開示請求をして初めて開示されます。今回の採択協議会の事務局は野田市の教育委員会(各市持ち回りで事務局を務める)。次は松戸市だと思います。議事録を見ていて、道徳の教科書について非常に懐疑的な人の発言もありました。「もっと子どもたちを悩ませるような教材でなければならないはずなのに、これまでの副読本と変わらないような気がします」という発言。

採択協議会の中でも、展示会の開催日時、開催場所についてももっと幅広くというような意見が出ていて、「引き続き努力していきます」というような発言も記録されています。

道徳が教科化されることが決まった時に、数値による評価はしないとされていましたが、実際はどのような評価が子どもたちにされるのか。評価の仕方を知りたいと思います。

◆昨日行われた前川喜平さんの講演会の中で、どうやって道徳の教科化がすすめられたかというような話も出ていました。彼は文科省のトップでしたから、道徳を教育に持ちこみたがっている政治家の圧力をどうやって切り抜けるかという工夫を自分はしたかということ語っていました。道徳教育を教科化するための審議会の中で、委員さんの中から「数値化した評価はなじまないだろう」というような意見が出てくる。そういうことがあって、数値によって評価はしないということが結論として、文科省への答申がまとまる。数値評価しないとすると、評価はどのようにするのかということになりますが、文章表現になるでしょうね、当然。先生たちが一人ひとりの子どもたちの道徳性を、どうやって文章表現するのか、とても難しいと思います。そういう先生たちの苦労を慮って、各教科書会社は子どもたちが一つのテーマごとに意見・感想を書かせる欄を教科書の中に入れてたり、別冊という形でそういう方法をとったり、子どもたちが言ったことを利用しながら先生が評価できるような配慮をしているのではないかと、研究者は言っています。前川さんは換骨奪胎したというようなことをおっしゃっていましたが、道徳というものが学校教育の中に入ってきて、それだけではなく学校教育の中心的な特別な教科と位置付けられた。道徳という科目だけではなく、



国語や社会はもちろん数学や理科においても道德という観点を入れるようにという指導が入っている。ということですからすべての科目の上に立つ。森友問題で浮上した教育勅語。教育勅語にはいろいろ徳目が書いてあって、例えば「夫婦相和し」とか…これは今でも必要な徳目だという政治家たちがたくさんいましたが、こうした徳目が実は今回の道德教育を進めるための学習指導要領の中に、すべて入っています。学芸大の先生が分析して明らかにしているのですが、教育勅語に入っている12の徳目が、すべて現代の学習指導要領の道德教育の中に入っていると。それをどういうふうに評価するかという、大変難しいことを現場の先生たちは強いられることになります。

道德が特別な教科として位置づけられて、他の教科でも道德的な観点からの指導をということですが、それは具体的にどういうことがされるのでしょうか。

- ◆それが難しいのですが、例えば「かぼちゃのつる」という道德教材がありますが、生命の育つ力を理科として勉強しながら、そこに道德的価値観をくっつけて説明しようとしたりするらしいのですが、私にもよくわかりません。
- 「かぼちゃのつる」というのは今回多くの会社の道德教科書に載っているものですが、かぼちゃというのを擬人化して、つるを好き放題にあちこち伸ばしていくのでとても大変迷惑しているみたいな教材。普通に考えたら、かぼちゃのつるは伸びていくのが当たり前。科学的な観点と道德的な観点を整合させるのはかなり無理があると思う。戦前の修身もすべての教科の上に立っていた、今回の道德も同じように位置づけられている。
- ◆戦前の学校の通知表の欄は、一番上は修身だったそうです。教育勅語ができたので、それを具体的に学校教育に持ち込むために作られた科目が修身、という意味があるそうです。
- 例えば道德の教科書があって、感想を書くと。子どもたちの書いた言葉について、こういうふうに評価するという答えというようなものは用意されているのでしょうか。
- ◆指導書というのがどういうふうにできてくるかわかりませんが、先生たちが授業する時に参考にするのは指導書。こういう授業展開したらよいというようなマニュアルですね。その中で、こういう徳目がしっかり理解できたかどうかというような、評価の観点が入ってくるのかもしれない。展示会で道德の教科書を見て、徳目に沿うような形でページが編成されているような気がしました。

今回の教科化は、実は長い時間をかけて周到に準備されてきた

- 現在は道德の時間として週1時間行われています。「みんなで考える道德」という副読本を使っています。小学校にお子さんが通っている方は、授業参観で道德の授業をご覧になっていますか？ 娘が授業参観で見えた話によると、子どもたちにいろいろな意見を出させて一緒に考える授業で、特にまとめはしなかったということでした。
- 先日、授業参観で道德の授業を見てきたのですが、衝撃を受けました。先生が結論を出してしまって、「ああ、そういうふうに持っていかれるんだなあ」と。
- こういうまとめ方をするというようなことも指導書に書かれているのでしょうか。
- 「考える道德」というのが、今回の教科化の時のテーマ、スローガンなんですね。考えて

議論するということ。前川さんが言うには「今までの上からの注入、押し付けではなく、考え、議論する道徳ということにした」と。結論を出してしまった若い先生は、そのところをよく理解していなかったのではないか。文科省の指導によれば、お互いに議論して、自分なりの結論を出しましょうということにはなっている。

資料とか副読本というものが、教科書と同じ扱いで文科省から各学校に配られてしまっている（「私たちの道徳」という文科省作成の道徳教育用教材）。今回の教科書は、それとあまり変わらない。道徳教育に関心を持って見てきた人たちからすれば、今回の教科書はみんなどこも同じようなものだ。今回の教科書は、実は長い時間をかけて周到に準備されてきたことです。最初は教育基本法が改悪された頃に、「心のノート」というのが作られて、これがすべての子どもたちに配られました。先生たちがネグレクトして、職員室の隅に積んでいて無視していたところもあって、右派の政治家たちはそれを非常に悔しがっていた。そして教科化というふうになってきた。その「心のノート」を作った時に、これを学校の授業でやるだけではなくて、家庭に持ち帰らせて、家庭で教わることをしてもらうようにしなさいという指導もしていた。親も含めて教育しようとしていた。愛国心をすり込もうという、そういう意図でやってこられて、ついに教科化ということになった。



学校で使われる教科書はどのように選ばれているのか

- 今年が小学校の教科書の採択で、来年度から教科化。そして来年が中学校の教科書の採択で、再来年から中学校で教科化。本来なら4年ごとの採択で教科書は4年間使われるのに、今回の道徳の教科書は2年間しか使われない。再来年小学校教科書の採択、その次の年にまた中学校の教科書採択と、続きます。新しい学習指導要領に基づく教科書採択、歴史教科書の問題もあるので、引き続き展示会に見に行きたいと思っています。毎年続くと追いついていくのが大変ですが、子どもたちが使う教科書なので、より多くの人たちに自分たちの目で見たいと思っています。
- 教科書は採択される前に、文科省の検定を通らなければならない。検定の問題もある。学習指導要領に定められた内容に沿って、教科書が作られているかと検定を受ける。検定を通らないと、採択の対象にならない。
- ◆道徳の教科書の検定で、パン屋が和菓子屋になったということが話題になりましたが、正式にそうしたやり取りがあったということではなくて、あの教科書全体が「伝統文化を尊重する」という指導要領の方針に沿ってないという検定意見が付いたということ。それを教科書会社が忖度して、「パン屋」を「和菓子屋」に変えたということ。
- 千葉県の採択地区というのは15地区に分かれているが、教育出版の道徳教科書を採択した地区が多くて、市町村でいうとかなりの数になる。
- ◆採択の過程のことを言うと、各市から6人の委員が出て合同の会議をするのですが、その中に小学校の教員は一人しかいない。ほとんどが専門外の人たち。そういう人たちが66冊の教科書全部を見て、これがいいと言えるかどうかはなはだ疑問。それがわかっているので、調査員を置いている。調査員がそれぞれの教科書について調査・報告をする。それが採択会議に資料として出される。

採択会議そのものは2回しか開催されない。1回目は委員が顔合わせして、ルールを確認し、調査員を決めるところで終わる。2回目が実質的な審議。そこで決まってしまう。2回目の採択協議会に判断材料として出される参考資料というのは、誰がどうやって書くのかというと秘密の調査員（後で公開されるが）。科目ごとに5名の調査員を選べるとなっているので、小学校の先生5人選ばれて、教科書を調べて報告書を出す。その報告書は細かく書いてありますが、調査の観点という項目があらかじめ決められていて、その観点に従って報告する。そうした調査活動をするのも、実は2回しか開かれていない。1回3時間くらいしかやっていない。資料を書いて、読み合わせをして、校正をするということも作業の中に入っていますので、実質調査活動をどれくらいしたかは疑問。しかも道德の場合は、各学校に道德担当の先生がいて、そう人たちの中から調査員は選ばれていると思うのですが、例えば国語の教科書だったら、日本文学とか言語学とか、そういう専門科目を勉強した人たちが教員免許を取ってやる。算数や理科だったら、専門の科学が基本にある。学問の土台の上に、学校の教科書があり、先生の免許が与えられている。しかし道德の場合はそういうものが全くない。経験によって、ベテランの先生たちが道德教育の主任になり、こういう役割を担うのだと思う。こういう人たちがすべての教科書を読めるのか。教科書採択協議会の委員の人たちも、展示会へ行って教科書を読んでいる。自分たちの手元に送られてくるわけではない。教育委員会にも送られてこないで、展示会に行くしかない。たった2回の調査活動で、あれだけの数の教科書をすべて読み込んで、その特徴を書き込めるのか。そうした調査報告書を見て、採択協議会の委員の人たちがどうやって採択を決めたんだろうと思いますね。

- その調査報告書を採択協議会の委員の人たちが見るのは、その2回目の会議の時ですか。前もって渡されることはないのですか。
- ◆公開された議事録からは、そこまではわかりません。協議会の時に、報告資料を見ながら調査員の説明を聞いたと思います。でも、パッと見ただけでどの教科書が良いのかが判断できるような資料にはなっていませんね。
- 私たちの出した要望書も含めて、いろいろ要望書は出ているようですが、教育委員の人たちや教育長もその要望書をきちんと見ているそうです。お役所の人って、もっとお高く留まっているのかと思っていたら、対応してくれた教育委員会の職員の方はとてもいい方で、「お母さんたちが出してくれた要望書は他とは違うんです」って一言添えて教育委員のメンバーに渡しますと言ってきて…。
- やはり、現在学校に子どもを通わせているお母さんたちの意見は、一番無視できない、重要なものだと感じたのでしょね。

**教育委員会は市長や県知事からは独立した機関
教育・文化に関わる分野における権限を持っている**



- ◆採択協議会で採択される教科書が決まると、それを各市に持ち帰って、各市の教育委員会が話し合っ、例えば松戸市なら松戸市はこの教科書を使用しますと再確認します。7月前半に採択協議会が行われて、8月末に松戸市の教育委員会会議で決めています。それが開示されるのは9月1日以降です。採択協議会も、教科書をテーマにした教育委員会会議

も非公開で行われます。松戸市の教育委員会会議の会議録は数か月後に公開され、ホームページで見ることができます。採択協議会の議論より、松戸市の教育委員会会議の方が突っ込んだ議論をしています。読む価値があります。

松戸市教育委員会のホームページで既に公開されています。8月教育委員会会議の会議録の中で、教科書採択についての意見交換を読むことができます。

- 松戸市の教育委員の皆さんは良識的。おそらく採択協議会にのぞむにあたって、教育委員さんの中で勉強会をしているのではないのでしょうか。以前展示会で教育委員のお一人が歴史教科書をずっと読み込まれているのを見かけました。
- ◆教育委員会とは何かということを、案外皆さんわかっていなくて、本来は市長や県知事からは独立した機関で、県議会や市議会に匹敵するだけの権限を持っているんですね。それは教育・文化に関わる分野における権限です。戦後教育基本法ができた後、それを受けてできた教育委員会法という法律に法的根拠がありました。その時は教育委員さんは選挙で選ばれていました。選挙で選ばれると教員出身の人が教育委員になるケースがとても多かった。しかし反動の時代が来た1956年にこの教育委員会法が改定されて、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(地教行法)という長ったらしい名前の法律に変わりました。これによって、教育委員の公選制が廃止されました。今もそうですが、市長が推薦して、議会で承認を受けた人が教育委員になるシステムになりました。今は6人まで選ぶことができ、松戸市は6人教育委員がいます。



教育委員会が市長部局から独立した機関であるというのは、教育が政治の影響を受けないために必要なこと

- ◆それがまた2014年に大きな法改正があって、教育委員長という職がなくなりました。それまでは教育委員会のトップは教育委員長。教育委員会の事務を取り扱う事務局がありますが、目に見えて私たちが知ることができるのはその事務局。事務局のトップであった教育長が、2014年の改正によって、教育委員長に代わる職として、教育委員長が持っていた権限を吸収して、教育委員会のトップに立つということになりました。この教育長は市長が任命するということになるので、教育委員会の独立性が失われてしまいました。これは、実質的には大阪の橋下さんが市長だった時、もっとさかのぼれば愛媛県の加戸知事がそれぞれ自治体でやったことを法制化したようなもの。つまり加戸知事は、当時扶桑社の「新しい歴史教科書」を県立学校で採択させたいがために、自分に同調する人を教育委員に任命して、教育委員会を自分の息のかかった人たちだけの集まりにしまいました。従来の教科書選定のいろいろな作業とかルールとか、慣習とか、全部無視してしまっただけで、扶桑社の教科書に決めてしまいました。こういうことはいろいろな自治体でぽつぽつと行われていたわけで、それに対する抵抗もすごくありました。教育委員自身とか、住民とか、教職員組合とかいっぱい抵抗がありました。とにかく力づくで抑えて、みんなそういうふうと同じようにしてしまおうということで行われたのが、2014年の地教行法の改正。
- 教育委員会が市長部局から独立した機関であるというのは、教育が政治の影響を受けないために必要なこと。それが今、かなり危うい。親としては、市民としては、どんな市長を

選ぶかというのはより重要な意味を持つ。このような法改正をしてきたのは政府ですから、どんな政権を選ぶのかということも、非常に重大なこと。

- 育鵬社の中学校歴史教科書を採択した横浜市が、今回この道徳教科書を採択するが注視していたのですが、教育出版の教科書は選びませんでした。それは市民がいろいろな運動した結果だと皆さん話しています。私たちお母さんたちが、市に意見を言うとか、教育委員に意見を言うとか、一人ではできなくても皆一緒になれば意見を言えるので、これからも取り組んでいけたらと思っています。
- ◆それまで松戸市の教育委員長だった関さんという方がとても良識的な方で、教育委員会を引っ張っていらしたから、この法改正があった時とても心配で、市長の本郷谷さんに会いに行きました。本郷谷さんは「あなたが心配しているような、教育の中身に手を突っ込むようなことを私はしません」と答えました。実際、これまで何回か総合教育会議が開かれていますが、学校教育の中身に口出しするようなことを市長は言っていません。でも市長が変わったらどうなるかわかりません。
- ◆新しい地教行法ができた背景として、大津市であったいじめ自殺事件の時に、学校と市の教育委員会がおたおたとして、事実解明ができないまま時間が経過して、保護者の不信を買ったというのがありました。「教育委員会けしからん！」という風潮が全国的に盛り上がって、それで教育委員会を改革しなくちゃという議論が起こり、その議論の結果がこの法律の改正です。教育を牛耳りたい人たちが、うまくこういうふうに行って行ったということがあります。また道徳についても、やはりいじめ事件を口実にされている。



**教育委員会会議を傍聴し続けるということはとても意味のあること
市民の視線を常に意識しながら 教育委員の方たちは議論する**

- ◆今のような教科書採択制度になったのは、1963年。教科書の無償法（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律）ができたときに広域採択になった。憲法の「義務教育は無償とする」というのを教科書をただにするという、そこだけ法制化された。もともとは、被差別部落の人たちが貧しくて教育を受けられないということで、無償化の運動を一生懸命した、その成果の一つなのですが、権力というのは民衆の運動をとったようにして、自分たちの権力をさらに強めるために作り変えてしまう。教科書無償法が実現して、子どもたちが教科書を買わなくてよくなったのですが、その時に学校ごとに教科書が違っていたら、転校した時に教科書を変えなくてはいけないから不便だと、だから教科書は広域で採択しようということになりました。それまでは学校ごとに教科書を決めていた。広域採択になったら、教員の教科書採択に関する意見が反映されないということで、現場の意見を取り入れる方法というのを工夫したところもあった。東京は学校票というのがありました。学校ごとに話し合っ、この教科書がいいということを決めて、それが選考資料として使われた。常日頃子どもたちを見ていて、教科を担当している現場の先生たちの意見だから、当然それが重く見られました。そうした工夫がいろいろされていたのですが、一方で自分たちで教科書を選ぶ必要がなくなったから、先生たちの教科書への関心がどんどん薄れていったということもあります。教科書は誰かが選ん

できて、自分たちは与えられた教科書で教えるということが、大多数の先生にとっては普通になってしまっている。

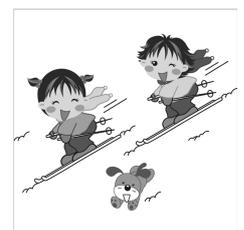
- 千葉市の知り合いに聞いたのですが、千葉市では図書館に今回の道徳の教科書が置いてあると。だから図書館へ行けば見ることができると教えてもらった。
- ◆千葉市など、市単独で教科書を採択するところ（千葉市、船橋市、市原市）では、単独で判断できるから。それはやはり市民の運動の成果ではないでしょうか。図書館に教科書を置くというのは、実は松戸の場合右派から請願が出たんです。何年か前に。つまり、自分たちが願う教科書が採択されないことに苛立って、教科書をすべて図書館に展示すべきだ。誰でも見られるようにすべきだと。その時の教育委員会の議論は公開で行われていたのですが、「松戸市の図書館にはそれだけのスペースがない」という現実的な問題もあって、その請願は却下されました。

私たちは2001年の教科書問題の時、「日本国憲法と教育基本法にのっとった教科書を採択してください」という陳情を出しましたが、右派も陳情を出していました。両方から陳情が出て、それに対して両方とも不採択という結論を出しました。当たり障りのないやり方をしたという感じを受けました。同じような請願・陳情を出しても、きっとこちらに加担するわけにはいかないと、私からすれば憲法にのっとってというのは偏ってはいないと思うのですが、右派の攻撃を受けやすいから、そういうことについては採択しないだろうと。仕方がないから見守るしかない。それで教育委員会会議の傍聴を続けることにしました。

- 教育委員会会議を傍聴し続けるということはとても意味のあることだと思います。
- ◆やはり人間ですから、信頼関係が必要なんです。私たち傍聴者は何も発言できないけれど、例えば右派の請願が出された時に良い議論をしていれば、私たちはそれを黙って応援しているわけです。「はだしのゲン」が学校の図書室においてあるということで、全国から教育委員会に「学校図書室から撤去しろ」というような電話が集中したということがありました。請願も出してきました。とても大変だったと思いますが、私たちは「負けないで」というメッセージを目線で送っていました。

別の議論の時だったと思いますが、教育委員会会議で図書館長が図書館法とか、国連児童憲章とか、ありとあらゆる法律を持ってきて、図書館に権力は介入してはいけないというような論陣を張りました。その際は、教育委員の方たちも事前にしっかりと勉強して準備をされていたのだと思いますね。

- そういう教育委員さんたちの姿勢を私は高く評価しています。
- ホームページ上で公開されている議題（直前まで出てきませんが）は、形式的な議案が多いのですが、報告事項やその他の項目の中で、興味深い話が聞けることが多いです。前回の教育委員会会議では、認証子ども園や小規模保育園を見学した報告をされていました。全国の教育委員研修会の報告もされていた時がありました。こういう報告を聞いていると、教育委員の人たちがいろいろ勉強しているなぁと感じます。
- 傍聴者がいつもいるということは、市民が見ているという、そういう視線を常に意識しながら教育委員の方たちは議論するわけです。
- ◆傍聴に耐えうる議論をしないといけないという意識になっている。
- お母さんたちが傍聴すると、より強いメッセージを送ることができると思いますよ。なかなか難しい時間帯ではありますが。



**子どもの放課後の居場所はどうかという議論を
きちっとするべきではないか
児童館を作ること、真剣に考えてほしい**

◆教育委員と市長が話し合う総合教育会議は年に2・3回開かれています。6月に行われた総合教育会議では、六実のリンちゃんの事件を受けて「子どもたちの安全をどうするか」という議題で話し合いをしました。会議録はもう公開されています。子どもたちの安全をどう守るかということについて、結構本音の議論がされています。学校にすべて責任を持たせるわけにはいかないし、今回の事件は見守り活動をしている人が容疑者だということで、議論は平行線というか、すれ違いというか…。でも皆さん真剣に議論しているのは伝わってきました。放課後の子どもたちをどうするか、キッズルームの問題とか、放課後児童クラブとか、そういう問題も出てきて、現在子どもたちを守るということをやっている家庭が増えてしまっている、そういう前提の上で行政として何をすべきか。そういう問題意識を持っていたことが会議録を読むとわかります。

その次の総合教育会議は、11月16日に行われたのですが、テーマは子どもたちの放課後の学習環境の在り方でした。総合教育会議は市長が司会者で、あとメンバーは教育委員さんだけ。去年11月の総合教育会議で教育大綱のテーマ1に関連して、子どもに関する政策について、市長部局の子ども部と教育委員会がそれぞれ現状報告して議論したことがあった。その時に子ども部の方から、子ども部が管轄している「放課後キッズルーム」を教育委員会の管轄にしてほしいという提案があった。教育委員会はキッズルームそのものも市内全体の学校にあるわけではないし、学校施設を使うことについて学校としては非常に負担に感じているところもあるようで、教育委員会の管轄にするということに「うん」と言うわけにはいかないと。その議論が平行線で終わっていたので、その続きを先日総合教育会議でやりました。そういう意味ではリンちゃんの事件も含めて、議論がつながっているわけです。子どもの問題を教育委員会と、一般行政の子ども部と一緒に話し合うということ自体これまでなかったので、それは良かったと思います。でも2回目の議論をしても、なかなか名案がないというか、市長は「子どもが家庭に帰るまでは学校が責任を持つべきではないか」と繰り返し言っています。教育委員さんたちは「それは学校がやることではないのではないか」と言う。私は本当は児童館があるべきだと思います。児童館という発想がどちらの側からも出てこない。児童館という発想で子どもたちを見ていきましょうということが出てこない。お金がない、人もいない、これを抜くには議論ができないというのがある。学校の施設を使うのか、新しく施設を作るのか、でも新しい施設はお金がないから作れないし、人を新しく雇うこともできないし、というのがどのメンバーの頭の中にはある。

- キッズルームのある学校は、同じ学校の中に学童保育とキッズルームの両方があるんですよ。同じような放課後の子どもの居場所として、どうすみ分けるのか。キッズルームは1ヶ月500円。よいこのチャイムまでで終了してしまう。でも、だんだん終了時間を延長したり、夏間にも開いたり学童保育に代わる存在になってきている。これでいいのだろうか。子どもの放課後の居場所はどうかという議論をきちっとするべきではないか。親の側もしっか



り考えるべき。利用料が安いということは大事なんだけど…。放課後の子どもの居場所は学校ではなく、地域にあるべきなのではないか。児童館を作ること、真剣に考えてほしい。

●学童保育もキッズルームも、学校の中であって、子どもは生活のほとんどの時間を学校の中で過ごすことになる。私はそれが好ましいことだとは思えない。それに学童保育やキッズルームが教育委員会の管轄になるなんて、よけい学校文化潰けになるような気がする。本来は学校・地域・家庭はそれぞれ異なるものさしを持ち、違う論理で動いているものだと思う。それでこそ子どもをいろんな視点から見守ることができるはず。今は全部学校の視点で子どもたちを見ているような気がする。

◆学童保育を作る運動をしていた頃は、学童は学校の外にあるべきだということがみんなの共通した意見だった。学校という世界から、頭を切り替えて別の場所に行くという。ただ学校外に場所を確保するということの難しさがあって…。

人口の減少や学校施設の老朽化等の問題があって、公共施設の再編ということが必要なもので、それに合わせて考えたいと市長は言っていた。

●市の施設が次々に建て替えなければいけない時期になってきて、でも全部を今までと同じように建て替えることは予算的にできない。新しく建てる時は、いろいろな機能を持った複合施設にしていかななくてはならない。

◆相模台に今空き家になっているビルがあるんですが、その跡地に市役所・図書館本館などの複合施設を作るという案がある。

●以前岡山に住んでいた時、図書館がとても良くて、毎日通っていました。

●施設がきれいということだけではなく、図書館司書がいて、専門職としてきちんと働いているかということも重要。学校図書館にも司書が配置されることが大事で、最近松戸市では徐々に司書の配置がすすめられている。司書が固定配置されているとやっぱり学校の図書室が変わってくる。

●司書が固定配置されている学校は、今年 15 校に増えました。先生たちからの評価は非常に高いです。授業に必要な本をそろえてもらえて、先生も楽し、勉強も深まると。固定配置してほしいという現場からの声も増えているみたいです。

◆松戸市図書館整備計画審議会というのがあって、そこでもそのような提言をしてきました。今ある図書館を全く新しくするというだけではなくて、使える資源を使って、より有効に図書館行政をしようということで、学校図書館に司書を配置するという提言されていました。

●地域の図書館分館にも司書を置いてほしいですね。図書館本館の司書も司書の資格を持った市の職員が配置されているけれど、何年かすると異動してしまう。それはやっぱりよくないと思う。

最後に…

●今日は、若いお母さんたちが大勢参加してくださって、とても有意義な会でした。お母さんたちが道徳教育に非常に関心を持って、よく勉強されていて、頭が下がります。今、何を悩んでいるのか、どんな問題があるのか、話を聞いて、一緒に考えていきたいですね。今、PTAが本当に機能していなくて、それを何とかしたい。PTAの問題も一緒に考えていけるといいなあと思います。

- 東松戸小も牧野原小もP T Aがないんですよね。P T Aがない方がいいと思う親たちも多くて、学校選択制でP T Aのない学校が人気なんですよ。
- P T Aがないと、何かあった時に親たちが集まって話をする場所がないのでは？ 学習会を開くこともできませんよね？
- 今は、家庭教育学級で何とか学びの場を作っているのですが、もっと学びの場を増やしたいというお母さんたちもいるんです。そういうのにはあまり参加しないというお母さんたちもいて半々ですね。
- 今回のような道徳の教科化の問題や、英語も小学校で教科になる問題。それってどうなの？ということを知る場を作るというのがP T Aだと思います。そういう認識を持つ人があまりにも少ない。一緒に考えたい。

(まとめ：浅井ゆき)